

都検定所 2009年度夏期商品量目立入検査 不適正事業所率は6.5%

東京都計量検定所は、食品等の内容量が正確か調査するため、2009年6月10日から7月7日までの延べ20日間、都内のスーパーマーケットを中心に、一般小売店、食品製造所などに、生鮮食料品等の量目立入検査を実施した。

立入検査を行った232事業所のうち、検査商品数に対する不適正商品数の割合が5%を超えた不適正事業所は、15事業所であった。不適正事業所率は6.5%。前年同期の4.0%に比べ増加したものの、2年続けて低い水準となった。

都民の購入機会が多いスーパーマーケットの不適正事業所率は7.9%と、前年同期の4.1%に比べて増加したが、長期的には減少傾向を示している。スーパーマーケットの不適正事業所率を規模別にみると、売場面積300㎡未満が7.1%で、300㎡以上の8.5%より良い成績となった。

検査商品9887点中、計量法に定める許容誤差(量目公差)を超えて不足していた不適正商品は134点、1.4%で前年同期の0.7%に比べ増加したが、不適正事業所率と同様、長期的には減少傾向を示している。また、量目の不足量が表記量の10%を超えた商品は18点あった。

不適正商品品率を部門別にみると、野菜類が2.6%、次いで総菜類が2.3%、魚介類1.0%、食肉類0.7%であった。量目不足の原因は、風袋やワサビ・タレ等の添え物を内容量に含めてしまう計量ミスが55.2%と最も多く、次いで乾燥による自然減量32.1%、ラベルの貼り間違いなど

の粗雑な計量12.7%であった。不適正商品が確認された事業者に対しては、その場で不適正商品全ての再計量を指示した。また、不適正事業所(15事業所)に対しては、「改善指導」を行った。

これらの事業者へは、後日、再度の立入検査を実施し、改善されていない場合には、改善勧告等の計量法に基づく措置を行う。

消費者が参加 スーパーマーケットの計量診断

東京都計量検定所は、2009年7月2日～7月9日、都内のスーパーマーケット事業者に対して、消費者による計量診断を行った。

今回は、足立区、江戸川区、江東区、渋谷区にある4事業者に対して実施した。

「計量作業への教育」「はかりの管理状況」「風袋の設定状況」などについて、概ね適正に管理していた。

「風袋の設定状況」では、大半の店舗・部門が事前入力されたデータを商品コードで呼び出す方式をとっていたが、一店舗では、風袋リストや風袋見本により設定していた。

調整を必要とする店舗があったが、各店舗とも、使用状態や使用前点検などについて、概ね適正に管理していた。

「計量作業への教育」については、各店舗とも計量士や部門の責任者が、必要に応じて作業者を指導していた。

「はかりの管理状況」では、はかりの水平状態の4項目を診断した。

以上、項目の診断と同時に、量目調査を行なったところ、一店舗の鮮魚部門において不適正が見つかり、その場で改善指導を行った。

診断員として参加した消費者からは、「スーパーマーケットの裏方の努力がわかった」「計量の難しさを感じた」などのコメントが寄せられた。

シリーズ 標準物質

長野計器(株)顧問 倉橋 正保

(4)標準ガス

自動車排ガス等の大気汚染物質の濃度測定には、赤外線分光光度式ガス分析計が用いられるが、予め標準ガスを用いて装置を校正しておく必要がある。通常は、装置の最小目盛り校正用のゼロガス(零位標準ガス)と、最大目盛り校正用の

スパンガスが用いられる。校正用標準ガスとしては亜硫酸ガス、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素類などがある。

標準ガスには、高純度を測って混ぜ合わせる質

量比混合法が用いられる。

ボンベに作用する浮力

補正を避けるために、試料ボンベと類似のボンベ

を用いる置換秤量法がよく用いられる。希釈作業時には配管内部への成分

の吸収や、容器表面の水蒸気やほこり等の吸

脱着が問題となることから

容器内壁の表面処理等に気を配る必要がある。

「計量作業への教育」

「はかりの管理状況」

「風袋の設定状況」

「計量作業への教育」

「はかりの管理状況」

「風袋の設定状況」

「計量作業への教育」

「はかりの管理状況」

ボンベに作用する浮力補正を避けるために、試料ボンベと類似のボンベ

を用いる置換秤量法がよく用いられる。希釈作業時には配管内部への成分

の吸収や、容器表面の水蒸気やほこり等の吸

脱着が問題となることから

容器内壁の表面処理等に

気を配る必要がある。

「計量作業への教育」

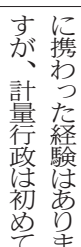
「はかりの管理状況」

「風袋の設定状況」

更なる変革のとき

東京都計量検定所 検査課長

清水 幸良



2009年7月16日付けで検査課長に就任しました。これまで中央市場や清掃局といった計量器を使用する側の業務に携わった経験はありますが、計量行政は初めて

です。どうぞよろしくお願いたします。

一方で、行政の効率化、簡素化が求められ、東京都でも特定計量器の定期検査業務の委託拡大等を進めてまいりましたが、更なる変革が求められている状況です。

今後、信頼される計量制度を維持していくには、国や他の関係機関、団体、事業者の皆様との連携が益々重要になってきています。引き続き皆様方のご指導、ご協力のほどお願いいたします。

<http://www.tokeikyo.or.jp/>

特定標準ガスを用い、登録事業者(ガスメーカー)が調製したガスの値付けをし、jcssロゴマーク付の証明書を発行する。この標準ガスは分析手法を用いて高純度の物質や高純度標準ガスの純度と不確かさを確定し、これをを用いて実用標準ガスとしてのJCS S標準ガスを生

排ガス測定用混合ガスの特定標準ガス等はこれら原料にして調製されて

る。JCS S標準ガスを生

排ガス測定用混合ガスの

特定標準ガス等はこれら

ハカリ共栄

(寺岡)デジコンポ特約店

各種計量器・計測器・ラベラー機販売修理


[全国計量器販売事業者連合会・会員]
[認定計量器コンサルタント有資格者の店]

共栄衡器

東京都足立区千住河原町45-6

TEL 03(3882) 8101 (代)
FAX 03(3882) 8172
E-mail: sales@kyoei-koki.com
URL: http://www.kyoei-koki.com

保守管理・代行検査業務・ISO対応計量管理業務

正しい計量  明るい未来

営業品目

温度基準器・転倒温度計・ベックマン温度計
石油類試験用温度計・エセクター特殊温度計
湿度計・採水器・採泥器・塩分計・S-T計
多項目水質データロガー・海洋観測機器

株式会社渡部計器製作所

本社 〒113-0023 東京都文京区向丘1-7-17 ☎03(3811)0044
工場 〒351-0115 埼玉県和光市新倉1-4-19 ☎048(466)1001

1
2
3
4
5
6
7
8
9